

親権・監護権に関するルイジアナ州（米国）法令の調査報告書

概説

ルイジアナ州法の概要

日本では、一般に「英米法」という表現が使われる。このことから、イギリス法とアメリカ合衆国法を基本的には一つの大きな枠組みでとらえる傾向がある。この意味での「英米法」は、「コモン・ロー」の意味で、広義では、「ローマ法」、「カノン法」、「(現代)大陸法」との区別から、アングロ・サクソン系の諸国において妥当しているイギリス法系を指している。この観点からするとアメリカ合衆国は、広い意味ではイギリス法系に属しているといえるが、イギリス（およびアメリカ合衆国の州の多く）で「コモン・ロー」という場合には、立法府による（新たな）制定法による体系に対して、判例法の形で蓄積された慣習法体系の意味で一般に捉えられている。このような観点から「アメリカ法」を眺めると、かつてイギリスの植民地であったところについては、12世紀以来イギリスで蓄積されてきた判例法が参照されており、18世紀末のアメリカ独立後も基本的には植民地時代からのイギリス法、つまりコモン・ローを継受しているといえる。しかしながら、それに続く19世紀の初頭のアメリカでは、西部の開拓が進みその領域が拡大するにつれてイギリスの判例をアメリカの実情に合うように解釈して適用するとともに、ルイジアナ州やニューヨーク州では法典編纂の運動もおこってきた。19世紀後半にアメリカでは南北戦争があり、その後は急速に人口の都市集中が進んだことから、社会変化に対応するために多くの立法がなされるようになってきた。その結果として、現在のアメリカ合衆国は、基本的には判例を基にする慣習法体系ではあるが、判例法といった場合の特徴である先例拘束の原則については、イギリスに比べてかなり緩やかなものとなっており、また、制定法の比重がますます高まってきているといえる。また、イギリスでは、コモン・ローの採用する先例拘束の原則に厳格に従うと、個別の事例で実情に合った対応ができなくなったことから、エクイティーと呼ばれる法体系が出来上がってきた。アメリカでも、このエクイティーは植民地時代に移入され独立後は州に受け継がれることとなり、連邦や州ではコモン・ローとエクイティーの別々の手続が存在していた。その後には州に関しては先ずニューヨーク州で1848年に二つの法体系を統一する手続法が制定され、連邦では1938年の連邦民事訴訟規則（The Field Code of Civil Procedure 1938）の制定により手続が一本化されることとなった。

周知のとおり、アメリカ合衆国は、州法（state law）と連邦法（federal law）の二つの法体系が併存している。歴史的には、13あったイギリスの植民地がそれぞれの権限を残しながら州になり、それらが統合して連邦国家を形成した経緯から、州法と連邦法の2元的な法体系となっているわけである。したがって、州法で規定する領域は各州で異なるものとなっている。独立当初のこれら13州はイギリス法を継受していることから、基本的にはコモン・ロー体系という共通性があるが、アメリカ合衆国は50の州から構成されており、歴史的経緯から、このような共通性から外れる州も存在する。例えば、アメリカ独立当時にフランスの領土だったルイジアナの一部では、フランス法が適用されており、19世紀初頭にナポレオンからこの地域をアメリカ合衆国が購入した後でも、この地域ではフランス法がそのまま温存されていた。また、カリフォルニア州、テキサス州およびアリゾナ州の一部は、メキシコとの戦争に勝利することで割譲を受けた領土で

あり、もともとスペイン法が長期にわたり適用されていたという背景があり、その影響は現在でも残っているとされている。

ここで扱うルイジアナ州の法制度は、コモン・ローではなくて基本的には大陸法系の傾向が強いことには注意が必要である。なお、ルイジアナ州民法では、法源に関して、制定法と慣習法を法源とすると規定するとともに、制定法優先の原則が明記されている（ルイジアナ民法第1条・第3条）。

家族法の概要

日本では、家族法といえば「日本の家族法」で一つの統一したものとしてとらえることができる。しかしながら、前述のとおり、アメリカの家族法というような統一的なものは存在していない。家族に関する問題については、基本的には州法の管轄する領域であることから、50の異なる家族法が存在することになる。他方で、アメリカ合衆国の多くの州はイギリス法を継受していることから、ある程度の傾向が共有されているといえる。もっとも、州によっては異なる背景から、同じ傾向でとらえることができないところもある。前述のとおり、ルイジアナ州は大陸法系の傾向が強く、家族については民法（Civil Code）の中で規定されている。これに対して、イギリス法系の傾向としては、家族については家族法（Family Law Act：場合によっては「婚姻法」、「親子法」等の個別な規定〔Act〕によるところもある）として独立した法令になっている。

ルイジアナ州では親子関係は婚姻による子と婚姻外の子に分けられ、それぞれの親子関係について規定している（第178条～第198条）。夫婦間に出生した子は母の夫の氏を称するとされているが、母とその夫が合意すれば、子の氏を母の婚姻前の氏または父の氏との結合氏にすることもできる。

婚姻に関しては、「…民事契約によって創設される1人の男性と1人の女性との間の法律上の関係である。婚姻関係および婚姻契約は法により定められた所定の規定に従う。」（第86条）と規定されており、婚姻の実質的要件として、婚姻適齢（第87条）、重婚の禁止（第88条）、同性婚の禁止（第89条）近親婚の禁止（第90条）が規定され、形式的要件として儀式婚主義が採用されている（第91条）。婚姻無効については絶対的無効と相対的無効が規定され、儀式婚の要件を欠く場合が絶対的に無効とされ（第94条）、それ以外は相対的無効で無効の宣告までは法的には効力を維持し、追認すると完全に有効となる（第95条～第97条）。婚姻すると夫婦は、貞操義務と協力・扶助義務を負い（第98条）、家族生活をするうえで夫婦協力し、子に対する親権を行使する（第99条）。婚姻により当然に氏の変更は生じないが、夫婦の一方の姓又は双方の結合姓を称することもできる（第100条）。

婚姻の解消については、死亡解消と離婚が規定されている（第101条）。離婚については、所定の離婚原因のある場合（第102条・第103条）で、一定期間の別居を経て（第103条の1）離婚申立てが認められる。

離婚原因としては、配偶者に不貞行為がある場合（第103条第2号）、配偶者が重罪で死刑または懲役刑の判決を受けた場合（第3号）、婚姻中に、離婚を申し立てている夫婦の一方又はその者の子が他方から身体的又は性的虐待を受けてきた場合には、その虐待行為での処罰の有無にかかわらず離婚原因となり（第4号）、離婚請求の申立てをしている配偶者又はその者の子を虐待から

保護するために、法に従って、婚姻継続中に保護命令又は差止命令が出された場合（第5号）も、離婚原因として規定されている。別居期間の要件は未成年の子の有無によって異なり、夫婦に未成年の子がない場合は180日（第103条の1第1号）、夫婦に未成年の子がある場合は365日（第2号）とされている。離婚請求の申立てにおいて、配偶者はそれぞれ子の監護、面会交流および養育費について、配偶者扶養について、差止め命令による救済について、家族の住居の使用及び占有（居住）又は共有の不動産若しくは動産の使用について、私有財産の使用について、それぞれ請求をすることができる（第104条）。

親権・監護・後見の概要

ルイジアナ州の民法典は次のような構成になっている。

• PRELIMINARY TITLE

（「序章」）

CHAPTER 1 - GENERAL PRINCIPLES（第1節「総則」：第1条～第8条）

CHAPTER 2 - INTERPRETATION OF LAWS（第2節「法の解釈」：第9条～第13条）

CHAPTER 3 - CONFLICT OF LAWS（第3節「法の抵触」：第14条～第23条）

• BOOK I - OF PERSONS

（第1編「人」）

TITLE I - NATURAL AND JURIDICAL PERSONS

（第1章「自然人と法人」：第24条～第37条）

TITLE II - DOMICILE

（第2章「ドミサイル」：第38条～第46条）

TITLE III - ABSENT PERSONS

（第3章「不在者」：第47条～第85条）

TITLE IV - HUSBAND AND WIFE

（第4章「夫婦」：第86条～第110条）

TITLE V - DIVORCE

（第5章「離婚」第102条～第161条）

TITLE VI - OF MASTER AND SERVANT

（第6章「主従関係」：第162条～177条）

TITLE VII - PARENT AND CHILD

（第7章「親子」：第178条～第245条）

TITLE VIII - OF MINORS, OF THEIR TUTORSHIP AND EMANCIPATION

（第8章「未成年後見」：第246条～第388条）

TITLE IX - PERSONS UNABLE TO CARE FOR THEIR PERSONS OR PROPERTY

（第9章「制限行為能力者」：第389条～第426条）

TITLE X - OF CORPORATIONS [REPEALED]

（第10章「法人」：第427条～第447条）

• Book II Things and the Different Modifications of Ownership

(第2編「物及び所有権(物権)」第448条から第869条)

• Book III Of the Different Modes of Acquiring the Ownership of Things

(第3編「所有権の取得(債権)」第870条～3514条)

• Book IV Conflict of Laws (Art. 3515 to 3556)

(第4編「法の抵触」第3515条～第3556条)

このうち、親権、監護及び後見についての規定は次のようになっている。

• BOOK I - OF PERSONS (第1編「人」)

• TITLE IV - HUSBAND AND WIFE

(第4章「夫婦」第86条～第101条)

CHAPTER 4 - TERMINATION OF MARRIAGE

(第4節「婚姻の解消」: 第101条)

• TITLE V - DIVORCE

(第5章「離婚」第102条～第161条)

CHAPTER 2 - PROVISIONAL AND INCIDENTAL PROCEEDINGS

(第2節「暫定的及び付随的手続」)

SECTION 3 - CHILD CUSTODY

(第3款「子の監護」: 第131条～第140条)

CHAPTER 3 - EFFECTS OF DIVORCE

(第3節「離婚の効果」: 第159条～第161条)

• TITLE VII - PARENT AND CHILD

(第7章「親子」: 第178条～)

CHAPTER 1 - FILIATION

(第1節「親子関係」第178条～第179条)

CHAPTER 5 - PARENTAL AUTHORITY OF MARRIED PERSONS

(第5節「婚姻中の親権」: 第215条～第235条)

SECTION 1 - GENERAL PRINCIPLES OF PARENTAL AUTHORITY

(第1款「親権総則」: 第221条～第223条)

SECTION 2 - OBLIGATIONS OF PARENTS

(第2款「親の義務」: 第224条～第226条)

SECTION 3 - OBLIGATIONS OF CHILDREN

(第3款「子の義務」: 第227条～第228条)

SECTION 4 - AUTHORITY OVER THE PROPERTY OF THE CHILD

(第4款「子の財産に対する親の権限」: 第229条～第231条)

SECTION 5 - PERSON HAVING PARENTAL AUTHORITY AND OF ITS DELEGATION AND SUSPENSION

(第5款「権限〔親権〕を有する者、権限行使〔親権行使〕及び制限」: 第232条～第234条)

SECTION 6 - TERMINATION OF PARENTAL AUTHORITY

(第 6 款「親権喪失」：第 235 条・第 235 条)

CHAPTER 6 - OBLIGATIONS OF CHILDREN AND PARENTS AND OTHER ASCENDANTS

(第 6 款「(尊属) 親族、親および子の義務」：第 236 条～第 245 条)

• TITLE VIII - OF MINORS, OF THEIR TUTORSHIP AND EMANCIPATION

(第 8 章「未成年後見」：第 246 条～)

CHAPTER 1 - OF TUTORSHIP

(第 1 節「後見」第 246 条～第 364 条)

CHAPTER 2 - EMANCIPATION

(第 2 節「後見からの解放 (未成年者に対する能力付与)」：第 365 条～第 388 条)

親権に関して、先ず、父母の婚姻中は父母それぞれが未成年の子の親権 (parental authority) を行使する (親権を有する) (第 221 条) と規定されている。親権の内容として、子の法定代理権および子の後見人 (tutor) の選任権 (第 222 条)、子の身上の世話 (physical care)、監督 (supervision)、保護 (protection)、しつけ (discipline) 及び教育 (instruction) をする権利及び義務が含まれる (第 223 条)。これを受けて、親の義務 (第 224 条～第 226 条)、子の義務 (第 227 条・第 228 条)、子の財産に対する親の管理権と責任 (第 229 条～第 231 条)、親権行使および制限 (第 232 条～第 234 条)、親権の終了 (第 235 条) が規定されている。ルイジアナ州法の特徴としては、親族の子に対する義務の規定 (第 237 条～第 245 条) が明記されていることが挙げられる。

前述のとおり、父母の婚姻中は父母による親権行使が原則であるが、父母の婚姻の解消又は別居により、父母の親権は終了し (第 235 条)、未成年後見が開始することになり、それに関連する規定が置かれ (第 246 条～第 335 条)、後見の事務に関しては、監護の規定との調整等について詳細に規定されている (第 336 条～第 364 条)。未成年の子は、後見から解放され、法律的に成年者として扱われる場合があり、これに関しては、法律上の解放、婚姻による解放及び所定の手続きによる部分的解放が規定されている (第 365 条)。

子の監護に関しては、離婚について扱う規定の中で、「裁判所は、父母の離婚の際に子の監護について定める。この場合、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定されている (第 131 条)。子の監護に関しては、原則として父母の協議によるとされ、協議が調わない場合には裁判所が定めることになる (第 132 条)。父母のいずれか一方による単独監護も父母による共同監護のいずれも選択可能であり、場合によっては父母以外の者による監護も認められる (第 132 条・第 133 条)。裁判所が子の監護の審理で、子の最善の利益について判断するに際しては、考慮すべき事項が明記されており次のように規定されている。

【第 134 条】

第 1 号：父母それぞれと子との間の愛情、好意その他の情緒的繋がり

第 2 号：愛情、好意その他の精神的援助を子に対してどの程度提供できるか、また子の養育をどのようにして継続することができるかに関する、父母それぞれの意向と能力

- 第3号：食事、衣服、医療その他の物的必要性を子に対してどの程度提供することができるかに関する、父母それぞれの意向と能力
- 第4号：子が安定した適切な環境で生活を続けてきた期間の長さ、またその環境を継続させることの適切性
- 第5号：現在の監護親の家庭又は監護親とすべき者の家庭における家族としての関係の永続性
- 第6号：子の福祉に与える影響という観点から見た、父母それぞれとの良好な精神的繋がり
- 第7号：父母それぞれの身体的及び精神的健康状態
- 第8号：家庭、学校及びコミュニティーにおける子の成育歴
- 第9号：子が自分の希望（指向性）を適切に表明できると裁判所が判断する場合には、子の合理的な根拠のある希望（指向性）
- 第10号：父母の一方が、子と他方の父母との緊密で継続的な関係の構築を促し、それを増進する意欲と能力
- 第11号：父母それぞれの住居間の距離
- 第12号：父母それぞれが、子の世話および養育（しつけ）の責任をこれまで負担してきたその度合

ルイジアナ州では、未成年の子に関する規定としては、先ず「親権（parental authority）」が規定され、その内容をそれぞれ「後見（tutor）」および「監護（custody）」に分けて規定し、誰がどのような形でそれぞれの責任を負うかについて明記するという構造になっている。

執筆者：小川富之（福岡大学・法科大学院）

2019年9月11日（水）提出